

主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱い

令和7年2月3日市長決裁

1 建設業法改正等に伴う主任技術者及び監理技術者の専任の合理化について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。

令和2年10月に施行された建設業法施行令において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者が複数現場を兼務できるよう専任義務が緩和されている。

さらに、令和6年12月に施行された建設業法施行令において、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、同一の主任技術者又は監理技術者の2現場の兼務が可能となったほか、営業所ごとに専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるよう専任の合理化が図られた。

これらを踏まえて、市営建設工事における主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いを定める。

2 建設業法第26条第3項第1号による場合(専任特例1号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) それぞれの工事に連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届(様式第1号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書(以下、「人員配置計画書」)を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第1号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第26条第3項第2号による場合(専任特例2号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 設計額(税込)が1億5千万円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること(山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない。)
- 6) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 7) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 8) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届(様式第2号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が1件の工事の主任技術者又は監

理技術者を兼務できるものとする。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
- 2) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 3) 営業所と工事場所が宮古市内であること。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) 連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届(様式第3号)に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員配置計画書を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施行時期

令和7年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済や入札契約手続中の工事であっても、上記要件を満たし発注者が兼務を認めた(工事打合簿等書面によること)工事については適用できるものとする。